

					<p>こと。</p> <p>8 同法第32条の規定により通院医療費の公費負担を決定すること。</p> <p>9 同法第34条第1項から第3項の規定により指定医による診察及び移送を行うこと。(政令市の区域におけるものに限る。)</p> <p>10 同法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付をすること。</p> <p>11 同法第45条第4項の規定により認定を行うこと。</p> <p>12 同法第45条の2第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還に関すること。</p>
5	精神保健福祉センターに関すること。				
6	あかね荘、あかねホーム、あかねワークセンター及びあかね生活支援センターに関すること。				1 熊本県精神障害者社会復帰施設条例(平成6年熊本県条例第21号)第3条の規定による利用の許可に関すること。
7	精神保健福祉審議会に関すること。				
8	こころの医療センターに関する	1 地方公営企業法(昭和27	1 熊本県病院事業の業務に	1 熊本県病院の給食、看護	1 医療法施行令(昭和23年